

確定申告が 始まります

◆問い合わせ
税務課市民税係（名寄庁舎2階）
☎ 0165432111(内線3201~3203)

所得税の確定申告が必要な方



所 得 税・ 消 費 税などの 確 定 申 告

「確定申告書」は、自分で作成し、名寄税務署窓口に持参、または、郵送でお早めに提出ください。また、便利なe-Taxを「利用ください。



住 民 税の申告

住民税の申告相談を開催します。

申告が必要と思われる方には、「案内はがき」で相談日をご案内しますので、「案内はがき」と関係書類を持参してください。「案内はがき」が送付されなかつた方でも申告の必要がある場合は来庁ください。

申告受付期間

2月16日(火)～3月15日(火)

申告場所

■税務課市民税係

(名寄庁舎2階)

■地域住民課総務・税務係

(風連庁舎1階)

※申告の受付は土・日・祝日を除く

※申告受付資料などの都合により、住所が「名寄市風連町」の方は風連庁舎で、それ以外の方は名寄庁舎での申告をお願いします。

申告に必要なもの

- ①確定申告指導・申告書の受付期間
- 所得税 2月16日(火)～3月15日(火)
- 贈与税 2月1日(月)～3月15日(火)
- 消費税等 3月31日(木)まで
- 申告会場・時間 名寄税務署2階会議室
9時～17時(土・日・祝日を除く)
0165432115

⑤医療費(薬代含む)等の領収書および生命保険や高額医療費などで補填された金額のわかるもの

⑥社会保険料(国民年金保険料等の控除証明書、各種健康保険料(税)・介護保険料等の領収書など)

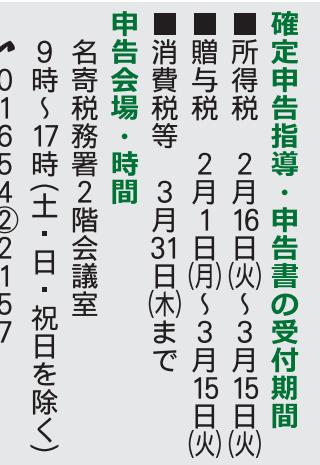
⑦身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳、精神保健福祉手帳など

⑧所得税の還付申告の場合は振込先口座のわかるもの

住民税の決定について

今回の申告により平成28年度住民税額が決定するのは、給与特別徴収の方(住民税を給与天引きされる方)が5月10日頃、それ以外の方(住民税を納付書払いもしくは口座振替、年金特徴で支払う方)は6月10日頃になります。

申告していない収入があればそれを加えて計算するため、申告時に伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、「ご了承ください。」



確定申告指導・申告書の受付期間

- 所得税 2月16日(火)～3月15日(火)
- 贈与税 2月1日(月)～3月15日(火)
- 消費税等 3月31日(木)まで

申告会場・時間

名寄税務署2階会議室

9時～17時(土・日・祝日を除く)

0165432115

- ④生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険等の控除証明書
- ⑤雑損失や株式の損失など、翌年以降に繰り返すことができる損失がある方



- ③給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入金額と給与所得以外の合計金額が20万円を超える方
- ④源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎになつていて還付申告をする方
- ⑤雑損失や株式の損失など、翌年以降に繰り返すことができる損失がある方

- ④生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険等の控除証明書
- ⑤医療費(薬代含む)等の領収書および生命保険や高額医療費などで補填された金額のわかるもの
- ⑥社会保険料(国民年金保険料等の控除証明書、各種健康保険料(税)・介護保険料等の領収書など)
- ⑦身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳、精神保健福祉手帳など
- ⑧所得税の還付申告の場合は振込先口座のわかるもの



Final Tax Return

平成29年に行う申告からマイナンバーの記載が必要になります。

123

本人と扶養親族等の合計人数(※1)	65歳以上の方(昭和26年1月1日以前生まれ)		65歳未満の方(昭和26年1月2日以降生まれ)	
	公的年金等の所得と他の所得の合計(所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)	公的年金等の所得と他の所得の合計(所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)
1人	28万円	148万円	28万円	98万円
2人	73万円	193万円	73万円	147万3,334円
3人	101万円	221万円	101万円	184万6,667円
4人	129万円	249万円	129万円	222万円

(※1) 本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族、控除対象配偶者、本人の合計人数です。合計人数が5人以上の場合は、お問い合わせください。

個人市・道民税の非課税限度額

市・道民税の申告フローチャート

スタート!

「所得税の確定申告が必要な方」に該当しますか？（右ページ参照）

税務署・市役所税務課・e-Taxなどで所得税の確定申告を行ってください。
所得税の確定申告を行った場合、市・道民税の申告は必要ありません。

次のとおり
進んでください
はい ➡
いいえ ➡

平成28年1月1日、本市に住所（住民登録）がありましたか？

名寄市への申告は必要ありません。
(平成28年1月1日現在の住所地で申告してください)

平成27年1月1日から同年12月31日までに収入がありましたか？

※市・道民税は非課税になるため、市・道民税申告の必要はありませんが、税証明が必要な場合や国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、高額療養費の自己負担限度額、各種医療費助成制度の区分判定などに所得額などが必要な場合は、税金がかからなくても申告が必要です。

収入は障害年金・遺族年金・失業給付金などの非課税所得のみですか？

どのような収入状況がありましたか？次のA～Cからお選びください。

A 公的年金収入がある方

源泉徴収票の扶養人数はありますか？

B 給与収入がある方

お勤め先の給与以外に収入がありましたか？

C その他の所得がある方

公的年金収入が
65歳以上 148万円以下
65歳未満 98万円以下

公的年金以外に所得がありますか？

扶養控除・生命保険料・医療費控除・社会保険料控除などの控除を追加しますか？

公的年金などの所得金額と公的年金など以外の所得金額の合計額が、個人の市・道民税の非課税限度額以下になる（上の表参照）

市・道民税の申告は不要です

扶養控除・生命保険料・医療費控除・社会保険料控除などの控除を追加しますか？

市・道民税の申告が必要です



個人住民税の税制改正

平成28年度から適用される 主な変更点

■ふるさと納税に係る特別控除額
ふるさと納税の寄附金税額控除について、特別控除額の上限が拡充されます。

また、平成27年分以後の所得税の最高税率が引き上げられたことに伴い、平成28年度以後の寄附金税額控除(ふるさと納税)の特別控除額算定方法が次のとおりに変わります。

特別控除額の上限 特別控除額の算定方法

改正前	調整控除後の住民税所得割額の10% (寄附金額-2,000円) × [90%-所得税の税率(0~40%)] × 1.021]
改正後	調整控除後の住民税所得割額の20% (寄附金額-2,000円) × [90%-所得税の税率(0~45%)] × 1.021]

■住宅借入金等特別控除の適用期限 消費税率10パーセントへの引き上げが平成29年4月に延長されたことに伴い、平成26年4月1日から適用されている住宅借入金等特別控除の居住開始日の適用が次のとおりに延長されます。

改正前 平成26年4月1日～平成29年12月31日
改正後 平成26年4月1日～平成31年6月30日

	仮徴収 (4月・6月・8月)	本徴収 (10月・12月・2月)
改正前	前年度2月の徴収額と同額	年税額-仮徴収の総額 3
改正後	前年度分の年税額 6	年税額-仮徴収の総額 3

※1回あたりの徴収額。

※平成28年10月1日以降に実施する公的年金の特別徴収から適用

■公的年金からの仮特別徴収税額 年間の徴収税額の平準化を図るため、1回あたりの仮特別徴収税額を前年度の公的年金等に係る所得割額と均等割額の合算額(年税額)の6分の1とします。 ※転出や税額変更があった場合でも特別徴収は継続されます。

所得税・住民税の控除 対象者は認定書または確認書を持参のうえ申告を

次の対象者またはその対象者扶養している方は、所得税・住民税の控除として一定金額を所得から差し引くことができます。

■障害者控除対象者認定書

次に該当する方に発行します。
①65歳以上で要介護認定を受けている方
②65歳以上で、6ヶ月以上寝たきりで食事、排せつなどの日常生活に支障がある方

■おむつ使用確認書 (医療費控除対象)

要介護認定を受け、次の3つの条件全てに該当する場合で、おむつ使用の必要性が確認される方に発行します。

申請時には、前年のおむつ使用証明書の写し、または、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であることが確認できる書類の写しが必要になります。



- ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
- ②おむつを使用した当該年に作成し

③主治医意見書のある方 の状態であること」および「尿失禁の可能性があること」の2点が確認できる方

■申請窓口

高齢介護課(名寄庁舎2階)
地域住民課(風連庁舎1階)

■問い合わせ

高齢介護課(名寄庁舎2階)
地域住民課(風連庁舎1階)
(内線3234～3236)
0165432111

国 民健保のお知らせ 医療費控除の前に 高額療養費の支給手続きを

確定申告で医療費控除を受ける場合は、1月から12月までの支払い分が申告対象です。

12月診療分の高額療養費の支給手続きは、2月下旬にご案内する予定です。医療費控除で領収書を使用する際は、払い戻しの手続きが済んでから確定申告をお願いします。

なお、ご案内が遅れる場合があります。支給対象で案内が来ない場合は、確定申告前にお問い合わせください。

■問い合わせ

市民課国保高齢医療係
(名寄庁舎1階)

0165432111
(内線3116)